

電子公告実施安心サポート提供規約

2010年7月1日制定

2011年6月1日改訂

電子公告調査株式会社

第1条（目的）

本規約は、電子公告調査株式会社（以下「当社」という。）が提供する「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」に関し、当社と当該サービスの提供を受ける者（以下「お客様」という。）との間を規律することを目的とします。

第2条（定義）

電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）とは、電子公告制度の導入及び実施に関し、各種法律情報などの支援情報等を提供するものであり、次の各号に掲げるサービスをいいます。

- 一 トータルコンサルティングサービス
 - 二 公告文面保証サービス
 - 三 公告文案ファイル提供サービス
 - 四 公告案件お知らせサービス
 - 五 法律情報配信サービス
- 2 本規約において、その他の用語は当社の「電子公告調査サービス利用規約」第2条の「用語の定義」によります。

第3条（提供条件）

- 前条第1項第一号に規定するサービスは、原則として、電子公告調査サービス利用規約第7条第1項の「担当者登録」をした者に対して提供されるものとします。
- 2 前条第1項第二号に規定するサービスは、当社電子公告調査サービスの調査委託者を対象として提供されるものとします。
 - 3 前条第1項第四号に規定するサービスは、日本国内における証券取引所で株式が売買されている会社（いわゆる上場会社）を対象として提供されるものとします。
 - 4 前条第1項第三号から第五号までに規定するサービスは、当社に担当者登録をした企業を対象として提供されるものとします。

第4条（提供停止条件、再提供条件）

- 前条第4項の提供対象企業が、当社以外の調査機関に電子公告調査を委託した場合は、その電子公告調査の公告期間の始期以後は、第2条第1項第三号から第五号までに規定するサービスは提供されない場合があります。
- 2 前項の規定が適用され、当社が第2条第1項第三号から第五号までに規定するサービスの提供を停止した場合であっても、その後電子公告調査を当社に委託した場合は、

20110601A

以後第 2 条第 1 項第三号から第五号までに規定するサービスが再度提供されるものとします。

第5条（提供しない場合）

第 2 条に規定するサービスは、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供いたしません。

- 一 調査機関
- 二 調査機関が株主又は出資者である会社
- 三 調査機関の親会社（会社法第 2 条第 4 号）
- 四 調査機関の親会社（会社法第 2 条第 4 号）が株主又は出資者である会社
- 五 「電子公告調査サービス利用規約」第 7 条第 3 項により、当社が担当者登録を抹消した担当者の属する会社
- 六 解散した会社
- 七 当社が、サービスを提供することによって当社に不利益が生じるおそれがあると判断した場合

第6条（提供先）

第 2 条第 1 項各号のサービスは、「電子公告調査サービス利用規約」第 7 条第 1 項の担当者登録の登録情報（以下「登録情報」という。）に基づき、提供いたします。

- 2 前項の担当者登録の登録者が複数ある場合は、当社が適当と判断するいずれか一名に宛てて提供します。
- 3 第 2 条第 1 項各号のサービスを受けようとするお客様は、登録情報を最新の情報に更新し維持するよう努めなければなりません。

第7条（規約の変更）

当社は、本規約の改訂の必要が生じた場合には、担当者登録（電子公告調査サービス利用規約第 7 条第 1 項に基づく担当者登録）をした者に通知の上改訂します。

- 2 前項の規定にかかわらず当社は、担当者登録をした者に通知することなく、本規約を改訂することがあります。その場合は、改訂後の本規約は、当社ホームページに掲載した時点から効力を有するものとします。
- 3 本規約の改訂の効力が生じた時に、電子公告の公告期間中である場合は、その電子公告調査に関しては、改訂前の規約が適用されるものとします。

第8条（トータルコンサルティングサービス）

「トータルコンサルティングサービス」とは、公告に関する情報を提供するサービスをいいます。

- 2 本条のサービスは、当社が既に有する情報または当社が取得可能な情報を提供するものであり、情報の内容によっては提供できない場合もあります。

第9条（公告文面保証サービス）

20110601A

「公告文面保証サービス」とは、公告調査開始後、公告文面（ただし、貸借対照表の開示状況は除きます。）において、法定記載事項（会社法など法令が規定する公告すべき事項）の欠缺が判明した場合、「電子公告調査サービス利用規約」第13条第1項のサービス料金の支払義務を免除するサービスをいいます。

- 2 本条のサービスは、電子公告調査の公告期間の終期の翌日から1ヶ月以内に書面またはメールにより、当社に対し前項の適用を申請し、当社が認めた場合に適用されます。
- 3 次の各号いずれかに該当する場合は、本条のサービスは適用されないものとします。
 - 一 金融商品取引所の適時開示情報閲覧サービス、登記情報またはお客様から提供を受けた情報から、当社で判断が不可能であった場合
 - 二 当社による公告文面変更の提案がお客様から拒絶された場合等、当社の責に帰すことができない事由が生じた場合
- 4 本条のサービスは、当社が損害賠償義務を負うものではありません。

第10条（公告文案ファイル提供サービス）

「公告文案ファイル提供サービス」とは、案件に応じた公告文案と公告文面作成ガイドを提供するサービスをいいます。

- 2 本条のサービスは、すべての公告案件を網羅するものではなく、案件によってはサービスを提供できない場合もあります。

第11条（公告案件お知らせサービス）

「公告案件お知らせサービス」とは、金融商品取引所の適時開示情報閲覧サービスの情報により、公告実施の必要性について、当社が独自に判断した内容をお知らせするサービスをいいます。ただし、次の各号に掲げる場合は、その判断に必要な情報が不足しているため、本条のサービス対象外とします。

- 一 募集株式（新株式発行及び自己株式の処分）の募集事項に関する公告（会社法第201条第4項関連）
- 二 新株予約権の募集事項に関する公告（会社法第240条第3項関連）
- 2 本条のサービスは、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供できない場合があります。
 - 一 金融商品取引所の適時開示情報閲覧サービスによる開示内容から、公告実施の必要性がないと当社が判断した場合
 - 二 金融商品取引所の適時開示情報閲覧サービスによる開示内容では、判断できない場合
 - 三 全国の開示総数や開示される時刻等の諸般の事情による場合

第12条（法律情報配信サービス）

「法律情報配信サービス」とは、法律情報の改正、公告に関連した実務情報等をメールにて配信するサービスをいいます。

第13条（その他）

本規約に定めのない規定は、当社の「電子公告調査サービス利用規約」の規定によるものとします。

変更履歴

2010.7.1 制定

2011.6.1 改訂